

臨床精神神経薬理学専門医制度 2008 年度申請要項

- I. 申請受付締切 2008 年 5 月 31 日（土）必着
- II. 申請受付種目 専門医、指導医、および研修施設
- III. 申請方法 以下に従って必要書類を提出してください。

1. 専門医申請

◇ 専門医認定されるには次の資格を満たし、かつ専門医認定試験に合格することが必要です。

- 1) 日本国の医師免許を有する(規則第 7 条(1))
- 2) 医学の基本的領域の専門医もしくはこれに相当するもの(規則第 7 条(2))
 - 精神保健指定医、日本専門医認定制機構の定める基本的領域の学会もしくは日本臨床薬理学会の専門医(認定医)のいずれか
- 3) 申請時において、継続して 3 年以上本学会員である(規則第 7 条(3))
- 4) 研修施設での研修を 3 年以上行う(規則第 7 条(4))
 - 本学会学術集会へ 3 年間に 1 回以上参加する(細則第 7 条(1))
 - 臨床精神神経薬理学セミナー(旧専門医認定講習会)を 3 年間に 1 回以上受講する(細則第 7 条(2))
 - 研修施設以外で研修する場合は次の通り(細則第 7 条 2(1))
 - 本学会学術集会へ 3 年間に 2 回以上参加する(細則第 7 条(2))
 - 臨床精神神経薬理学セミナー(旧専門医認定講習会)を 3 年間に 2 回以上受講する(細則第 7 条 2(2))
- 5) 臨床精神神経薬理学に関係した学術活動(細則第 6 条)
 - 臨床精神神経薬理学に関連した筆頭者としての論文 2 編以上
 - ただし、このうち 1 編は本学会発表 2 回(共同演者を除く)もしくは共著者としての論文 2 編で代用できる
 - 学術論文とは原著、著書、総説(ミニレビューは除く)および症例報告である

上記の資格を満たす方は、次の書類を専門医制度委員会に提出してください。

- 1) 臨床精神神経薬理学 専門医認定申請書(様式 1)
- 2) 履歴書(様式 2)
- 3) 医師免許証(写し)
- 4) 精神保健指定医証(写し)もしくは日本専門医認定制機構の定める基本的領域の学会もしくは日本臨床薬理学会の専門医(認定医)を証するもの(写し)
- 5) 研修記録(様式 3) ※研修施設での研修を行っていない場合は不要
- 6) 臨床精神神経薬理学セミナー(旧専門医認定講習会)受講証(写し)
- 7) 日本臨床精神神経薬理学会学術集会の参加証(写し)

8) 学術活動の評価のための書類

(学術論文：別刷もしくは写し、学術集会発表：プログラム抄録写し)

9) 専門医認定試験受験料 20,000 円および専門医認定手数料 10,000 円、計 30,000 円の銀行振込の控え
(利用明細票の写し)

◇ 専門医認定試験

<1次試験> ①日 時：A. 2008年8月3日(日) 14:00～15:30 / 受付開始 13:30～
B. 2008年8月31日(日) 14:00～15:30 / 受付開始 13:30～
※上記A、Bいずれかで受けていただきます。

申請書(様式1-1)に希望日の番号をご記入ください。

以下②～④の項目については、A、Bに共通です

②会 場：丸ビルホール&コンファレンススクエア Room3
東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル7・8階 TEL:03-3217-7111
<http://www.marunouchi-hc.jp/hc-marubiru/conference/>

③試験方法：筆記

④受験申込：専門医申請を受験申込と見なすため別途申込は不要

※申請書受付後、受験票を送付いたします。

<2次試験> (1次試験の結果によって必要とみなした場合のみ)

①日 時：2008年10月2日(木) 10:00～

②会 場：品川プリンスホテル アネックスタワー プリンスホール
東京都港区高輪4-10-30 TEL:03-3440-1111
(第18回日本臨床精神神経薬理学会・第38回日本神経精神薬理学会
合同年会 会場)

③試験方法：面接

※2次試験の受験を要する方には、9月12日(金)までに事務局からご連絡いたします。

2. 指導医申請

◇ 指導医認定されるには次の基準を満たすことが必要です。

- 1) 医籍登録後10年以上(規則第19条(1))
- 2) 申請時において、3年以上専門医として精神神経科薬物治療に携わっている(規則第19条(2))
- 3) 臨床精神神経薬理学に関する学術活動(細則第10条)

臨床精神神経薬理学に関連した筆頭者としての論文10編以上

ただし、本学会発表2回(共同演者を除く)で筆頭者としての論文1編、共著者としての論文2編で筆頭者としての論文1編とみなす。

学術論文とは原著、著書、総説(ミニレビューは除く)および症例報告である。

上記の資格をみたく方は、次の書類を専門医制度委員会に提出してください。

- 1) 指導医認定申請書（様式5）
- 2) 履歴書（様式2）
- 3) 専門医認定証（写し）
- 4) 細則に定める学術活動を行っていることを証明するもの
- 5) 本学会主催の治験教育セミナーの受講証（写し）
- 6) 指導医審査認定手数料 10,000 円の銀行振込の控え（利用明細票の写し）

3. 研修施設申請

◇ 研修施設認定されるには次の資格が必要です。

- 1) 複数の専門医が常勤する精神神経学に関する部門があり、専門医のうち、少なくとも1名は臨床精神神経薬理学指導医であること。
- 2) 臨床精神神経薬理学に関する臨床研修が可能であること。
- 3) 厚生労働省の定める卒後臨床研修指定病院であること。（協力型を含む）
- 4) 臨床精神神経薬理学に関する教育的行事を定期的に開催していること。

上記の資格を満たす（当該年度の専門医・指導医取得予定も含む）施設の施設長は、次の書類を専門医制度委員会に提出してください。

- 1) 臨床精神神経薬理学 研修施設認定申請書（様式4）
- 2) 卒後臨床研修指定病院であることを証するもの

※ 厚生労働省からの通知が貴施設で保存されていない場合は、厚生労働省ホームページに卒後臨床研修指定病院リストがありますので、該当部分の写しでも構いません。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/rinsyo/shitei/index.html>

4. 臨床精神神経薬理学会に関係した学術活動について

- ・ 臨床精神神経薬理学に関するものが対象

当学会の会則にもあるように「原則として動物のみを対象とした事業は行わない」とされてあることから、基礎的研究は学術活動として認められない場合があります。学術的に優れた論文であっても、臨床薬理学や薬物治療との関連で論じていなければ対象外となります。電気けいれん療法や光療法などの非薬物療法に関するものでも、適切な薬物療法を行う上で参考となり、薬物療法との関連が論じられていれば対象となります。

- ・ 研究成果の形式

外国語でも日本語でも可。

原著論文、教科書著書等の分担執筆、総説、症例報告が対象。このほかに本学会学術集会での発表（口演、ポスター）も対象となります。

海外文献の翻訳、座談会や口演記録、国や財団などへの研究報告書などは対象外。

IV. 審査と認定

専門医・指導医：提出された申請書類に基づいた専門医制度委員会の審査、および専門医については認定試験に合格したものが本学会に推薦され、本学会理事長が認定します。

研修施設：提出された申請書類に基づき専門医制度委員会が審査し認定します。

2009年1月1日付け（認定期間5年）で認定証が交付されます。

V. 申請にあたっての留意点

- ・ 学術活動評価のための書類が著書等で全体の提出が困難な場合は、評価可能な程度に省略した部分のみの提出でよい。
- ・ 申請に際し得られた個人情報は、本制度の運営のためのみ利用します。
また本制度規則第11条および第22条に基づき、専門医および指導医の氏名は、総会、会報および学会ホームページ等で公示されます。

VI. 受験料および認定手数料振込先

銀行/支店名：三菱東京UFJ銀行 / 六本木支店（店番：045）

口座番号：1704324（普通預金）

名義：日本臨床精神神経薬理学会 専門医制度委員会

VII. 申請書類等の提出先、問い合わせ先

※今年度より
事務局が右記に
変わりました

日本臨床精神神経薬理学会 専門医制度委員会 事務局

〒102-0075 東京都千代田区三番町2 三番町KSビル

（株）コンベンションリンクージ内

TEL：03-3263-8697 / FAX：03-3263-8693

Mail：jscnp_ss@secretariat.ne.jp

<http://www.jscnp.org/senmoni/index.html>

(2008.3.25)